

出席停止について（お知らせ）

校長は、児童生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあるときは、学校保健安全法により、出席停止の措置をとる場合があります。

出席停止の期間中は欠席とはみなされません。医師から感染症と診断され学校を休んだ場合には、病状が回復し登校するときに、次の「感染症等治癒通知書」を学校に提出してください。

なお、通知書は、医師の休養期間等の指示に従い、保護者の方が必要事項を記入されても構いません。

主な感染症	登校できる基準
インフルエンザ	発症後5日を経過（発症日を含まない。）、かつ、解熱後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎（プール病）・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで。
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、感染性胃腸炎など、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで。

切り取って提出してください

感染症等治癒通知書

府中町立府中緑ヶ丘中学校長様

年 組 氏名

病名（ ） 期間（ 月 日 ～ 月 日）

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態となりました。

年 月 日

医療機関名 _____

医師又は保護者 _____ (印)